

平成 2 3 年度競争入札参加資格追加審査申請書提出要領

八戸市が発注する建設工事に係る競争入札参加資格の追加審査申請を次のとおり受付します。

- 1 受付期間 平成 2 3 年 1 月 3 1 日（月）から平成 2 3 年 2 月 1 8 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 2 受付時間 午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- 3 提出方法 持参による提出のみとします。
- 4 有効期間 平成 2 3 年 6 月 1 日から平成 2 4 年 5 月 3 1 日まで（1 年間）
- 5 申請者の要件 八戸市内に住所を有する個人若しくは八戸市内に本店の所在地を有する法人で、建設工事に係る平成 2 2 ・ 2 3 年度八戸市競争入札参加資格を有する者

なお、次のいずれかに該当する場合は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (4) 国税又は地方税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していると認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがあると認められるもの
- (6) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者
- (7) 建設業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による経営事項審査を受けていない者
- (8) 希望する工事種別に係る建設業法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号）第 2 1 条の 4 の通知書（総合評定値通知書）に記載されている総合評定値及び直前 2 又は 3 事業年度における年間平均完成工事高がない者

6 提出書類

申請書類の様式は、[当市ホームページ](#)よりダウンロードしてご利用ください。

- (1) 競争入札参加資格追加審査申請書（建設工事） 八戸市独自様式（第 1 号様式）
 - ・ 建設工事の工事種別は、別表に掲げる 2 8 業種とします。
 - ・ 入札参加資格の追加を希望する工事種別欄に必ず「」を記入してください。
ただし、追加希望できる工事種別は平成 2 2 年 6 月 1 日時点の認定工事種別を含めて 1 0 業種までとします。

なお、すでに登録済みの工事種別の変更はできません。また、登録後途中で取消した業種の追加はできません。

また、総合評定値通知書に記載されている総合評定値(P)点及び直前2又は3事業年度に置ける年間平均完成工事高がない工事種別は申請できません。

- ・ 行政書士等が代理申請する場合は、「2 申請代理人」欄に記入してください。

申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。

申請書への押印について

行政書士等が申請代理人として代理申請する場合には、申請書への押印は、申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足りません。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。

「代表者氏名」欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

委任状の提出について

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

委任状は必ず次の条件を満たしたものの正本を提出してください。

委任状の様式は、国土交通省の様式例を参照のこと。

【委任状の条件】

- ・ 委任状の日付が申請日から3ヵ月以内のもの。
- ・ 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- ・ 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ・ 委任者・受任者の氏名、住所の記載及び押印があること。

- (2) 総合評定値通知書の写し（A4判） 1部

次の3つの条件をいずれも満たすもの

- ・ 競争入札参加資格審査の申請をする日の直前に受けたもの
- ・ 審査基準日が平成21年7月18日以降のもの

- (3) 経営事項審査申請書の技術職員名簿の写し（A4判） 1部

- (4) 経営事項審査申請に使用した工事経歴書の写し（A4判） 直前2事業年度分

7 専門工事を希望する場合

次に掲げる専門工事への競争入札に参加を追加希望する者は、「専門工事に係る技術資料の提出について」を熟読の上、申請書類提出時に併せて、技術資料を提出してください。

技術資料提出の対象となる専門工事

- ・ ほ装工事のうち「アスファルトほ装工事(機械施工)」
- ・ 土木工事のうち「下水道管渠推進工事」

「専門工事に係る技術資料の提出について」及び提出書類の様式は、当市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

8 提出書類に関する注意事項

- (1) 申請書類は、A4判に統一してください。
- (2) 原本以外の「写し」による提出の場合は、鮮明な書類に限ることとします。

9 資格審査結果の公表

資格審査の結果、競争入札参加資格があると認定された者については、その名称並びに認定した工事種別及び等級を競争入札参加資格者名簿に登載するとともに、平成23年5月下旬に当市ホームページにその名簿を公表します。

10 その他

- (1) 受付期間内に申請書類を提出できなかったり、申請書類の不足又は記載事項の不備等により受付期間内に受理されなかった場合には、平成24年度の受付まで申請することができませんので、申請書類の提出にあたっては十分注意してください。
- (2) 申請書類の提出後、申請内容に変更が生じたときは、その事実を証明する書類を添付して速やかに届出ください。
- (3) 提出した総合評価値通知書の有効期間が満了する際は、事前に新たな総合評価値通知書の写し(A4判)1部を提出してください。提出のない場合、入札に参加できないことがあります。

11 提出先・問い合わせ先

八戸市財政部管財契約課契約グループ

住 所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-2111 内線251・723

別表（建設工事）

	略称	工事種別	許可建設業	発注工事例
1	土木	土木工事	土木工事業	側溝工事、道路築造工事、下水道工事、造成工事、下水道管渠推進工事、水路築造工事
2	建築	建築工事	建築工事業	鉄筋・鉄骨コンクリート建築工事、木造建築工事、プレハブ建築工事
3	大工	大工工事	大工工事業	大工工事
4	左官	左官工事	左官工事業	左官工事
5	とび	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	杭打ち工事、解体工事、地盤改良工事、土工
6	石	石工事	石工事業	石材加工石積工事
7	屋根	屋根工事	屋根工事業	屋根ふき工事
8	電気	電気工事	電気工事業	屋内電気設備工事、照明灯設備工事、発電設備工事、計装設備工事、受変電設備工事
9	管	管工事	管工事業	給排水・給湯設備工事、冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ガス管配管工事
10	タイ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	築炉工事、タイル・れんが・ブロック張工事
11	鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	橋梁上部工事、鉄骨組立工事、水門等門扉設置工事
12	鉄筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	鉄筋加工組立工事
13	ほ装	ほ装工事	ほ装工事業	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事
14	しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
15	板金	板金工事	板金工事業	板金加工取付工事、建築板金工事
16	ガラ	ガラス工事	ガラス工事業	ガラス加工取付工事
17	塗装	塗装工事	塗装工事業	路面表示工事、塗装工事、ライニング工事
18	防水	防水工事	防水工事業	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、塗膜防水工事、シート防水工事
19	内装	内装仕上工事	内装仕上工事業	内装仕上工事、たたみ工事、ふすま工事
20	機械	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	ポンプ設備工事、昇降機設置工事、プラント設置工事、ボイラー設備工事
21	熱	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	冷凍冷蔵設備工事
22	通信	電気通信工事	電気通信工事業	電気通信機械設置工事、電波障害改善工事、放送機械設置工事
23	造園	造園工事	造園工事業	植栽工事
24	さく	さく井工事	さく井工事業	さく井工事
25	建具	建具工事	建具工事業	サッシ取付工事、シャッター取付工事
26	水道	水道施設工事	水道施設工事業	水道施設工事、下水処理設備工事
27	消防	消防施設工事	消防施設工事業	消火設備工事、火災報知設置工事
28	清掃	清掃施設工事	清掃施設工事業	ごみ・し尿処理施設工事